環境部

1　公害対策

(1)　公害関係苦情事務

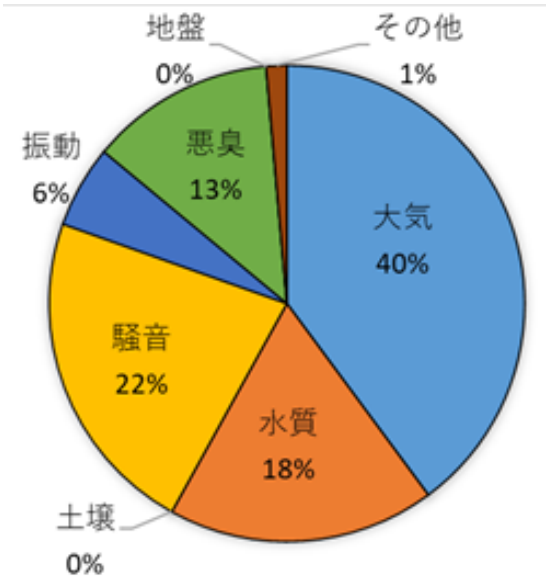
公害苦情紛争処理制度の一つとして、公害に関する苦情を紛争に発展する前の段階で迅速かつ適切に処理することにより、苦情申立者はもとより、地域住民の健康と生活環境を保持するという重要な役割を負っている。

近年の苦情の傾向としては、近隣住民同士のトラブルによるものが増加している。

＜令和７年度公害苦情処理状況＞

①　苦情処理件数

		令和７年度	
		件	%
典型７公害	大　気	57	40
	水　質	26	18
	土　壌	0	0
	騒　音	32	22
	振　動	8	6
	悪　臭	18	13
	地　盤	0	0
その他		2	1
合　計		143	100



②　被害の種類別件数

区　分	健　康	財　産	動・植物	感覚的心理的	その他	合　計
件　数	17	5	0	99	22	143

③　発生源の用途地域別件数

	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整区域	その他	合計
苦情件数	33	3	8	12	1	1	77	8	143

(2) モニタリング業務

佐賀市の環境を客観的な数値等で把握するため、水質、騒音・振動、大気などの定期的な測定を行っている。

① 水質測定

ア 公共用水域水質調査

河川等の水質汚濁状況監視のため市内主要河川 82 地点で調査を実施

水域			年間調査回数	地点数	
河川	市内中心部		4	24	32
			12	8	
	南部地域	諸富町	4	5	28
		川副町	4	10	
		東与賀町	4	5	
		久保田町	4	8	
	北部地域	大和町	4	4	12
		富士町	4	4	
		三瀬地区	4	4	
湖沼	北山ダム		12	4	4
海域	有明海		12	6	6
				合計	82

イ 河川農薬調査（9 ヶ所：年 1 回）

農薬による水質汚染を監視するため河川の水質調査を実施

ウ 事業場等からの排水影響調査（10 地点：年 1～6 回）

事業場から河川に排出された後の河川において水質汚濁状況監視のため 10 地点で調査を実施

エ 地下水調査（15 ヶ所：年 1 回）

地下水汚染を監視するため調査を実施

オ 飲用井戸水監視地域調査（14 ヶ所：年 1 回）

北部地域において飲用井戸水の地下水汚染を監視するため調査を実施

② 騒音・振動測定

ア 自動車騒音・振動調査（1 ヶ所：年 1 回）

市内の道路に面した区域で道路交通に伴う騒音・振動の調査を実施

イ 一般環境騒音調査（2 ヶ所：年 1 回）

市内の道路に面しない区域で一般環境騒音の調査を実施

ウ 自動車騒音常時監視（4 区間：年 1 回）

市内の主な幹線道路における自動車交通等により発生する騒音を 24 時間連続測定し、道路に面する地域の環境基準達成状況を面的に評価

③ 大気測定（7 ヶ所：年 6 回）

ガスパック法による二酸化窒素の測定を実施

(3) 各種届出

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく各種届出を受け付けている。

＜令和７年度届出件数＞

大気	水質	土壌	騒音	振動	公害防止	合計
0（0）	72（3）	44	78（1）	55	7	256

＊大気は一般粉じんのみ

＊公害防止は公害防止主任管理者設置事業場を除く

＊大気、水質、騒音の(　)内の数字は、届出受付件数のうち県条例に基づくもの。

(4) 立入調査

事業者の各法令遵守確認のため立入調査を実施し、監視指導を行っている。

＜令和７年度立入調査件数＞

大気	水質	騒音	振動	合計
2	44（42）	0	0	46

＊水質の(　)内の数字は、立入調査件数のうち排水の水質検査を伴うもの

2　環境衛生

(1)　衛生害虫（蚊）防除業務

佐賀大学医学部に「蚊の駆除に関する基礎研究」を委託し、「幼虫期（ボウフラ等）に対し、低魚毒性かつ汚染の低い薬剤を散布する方法が最善である。」との報告結果に基づき、昭和61年度から河川・水路等における幼虫の発生調査を行い、発生が確認されれば、薬剤｛スミラブ（昆虫成長制御剤）、ミディ（脱皮阻害剤）｝を散布する方法に切り替えて実施している。

対象範囲は佐賀市内（長崎自動車道以南）で、防除期間は4月から9月まで行っている。

○　令和7年度　蚊防除対策事業集計表

	河川の箇所数			薬剤使用量(kg)		回数(延)	
	調査	幼虫発生	さなぎ発生	スミラブ	ミディ	調査	散布
通常	859	177	104	23.9	0.0	9,449	418
特別	47	22	21	0.0	3.5	484	61
総計	通常＋特別			通常＋特別			
	906	199	125	23.9	3.5	9,933	479

※　スミラブ（昆虫成長制御剤）
　　0.05～0.1PPMの濃度で、手で直接河川に散布する。
※　ミディ（脱皮阻害剤）
　　0.5～1.25PPMの濃度で、動力噴霧器にて直接河川に散布する。
※　どちらも、河川等への汚染・魚毒性が少なく、幼虫・さなぎに抵抗力がつきにくい。
※　「通常」は、4～9月までの期間、調査･散布を行う。
※　「特別」は、同期間、大きな河川などに、セット動噴を使用して幼虫駆除を行う。
※　いずれも佐賀市内（長崎自動車道以南）を対象とする。

(2)　狂犬病予防注射及び犬の適正な飼育

①　犬の新規登録数及び狂犬病予防注射済数（令和7年度）

新規登録数	狂犬病予防注射済数
891頭	7,333頭

※　犬の登録数　11,278頭（令和8年3月31日現在）

※　狂犬病予防法により犬の登録（生涯1回）及び年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられている。

②　犬の登録手数料等（1頭につき）

登録手数料	狂犬病予防注射済票交付手数料	鑑札再交付手数料	狂犬病予防注射済票再交付手数料
3,000円	550円	1,600円	340円

※狂犬病予防注射料別途2,900円（佐賀県獣医師会等）

③　犬に関する苦情件数等（令和 7 年度）

苦　情　件　数						
放し飼い	吠 え 声	咬傷事故	フンの放置	徘 徊 犬	そ の 他	合　計
6 件	13 件	1 件	8 件	0 件	2 件	30 件

※　平成 20 年 10 月 1 日から市による犬の引き取りは廃止

④　犬のしつけ方教室

犬の飼い主が犬に対する正しい認識をもって飼育できるように犬のしつけ方教室を開催している。

○　令和 7 年度実績

開 催 数
4 回

(3)　その他の業務

①　地域猫推進事業

地域猫活動とは、地域住民の方々が、野良猫の不妊・去勢手術、エサの管理、フン尿の清掃など、これ以上野良猫が増えないようにしたうえで適正な管理を行い、野良猫による被害のない住み良い街づくりを目指す活動である。

市では、平成 21 年度から「地域猫推進事業」を導入し、地域住民の合意のもとに自治会または 3 人以上のグループで活動に取り組む場合、不妊・去勢手術の全部、または一部について助成を行なっている。

年　度	助成団体数	助成頭数	助成頭数累計
令和 7 年度	23 団体	125 匹	2,447 匹

野良猫は、飼い猫が外に出ることにより増加する一面があるため、市では平成 24 年度から、「飼い猫に対する不妊・去勢手術助成金事業」を導入した。これにより飼い猫の適正飼養を推進し、野良猫の増加を抑える一助としている。

年　度	助成者数	助成頭数	助成頭数累計
令和 7 年度	49 人	62 匹	1,139 匹

市等が管理する公園等に生息する野良猫が多数存在し、野良猫の増加にも影響していることから、市内の公園等に生息する野良猫の不妊・去勢手術を実施する団体に対し、平成 27 年度から、手術費用の全部について助成を行っている。

年度	助成団体数	助成頭数	助成頭数累計
令和 7 年度	1 団体	138 匹	694 匹

②　カラス対策事業

○　令和 7 年度カラス威嚇攻撃対応実績

カラスによる繁殖期中（4 月～7 月）の威嚇攻撃から市民の安全を確保する対策として、平成 22 年度からヒナの捕獲や卵、巣の撤去を行っている。

雛の捕獲	巣の撤去	卵の回収
23 羽	28 箇所	12 個

○　令和７年度カラス捕獲処分数

平成 26 年度から、カラスによる生活被害を軽減するため、箱わなを使用したカラスの捕獲・駆除事業を実施している。

年度	ハシブトガラス	ハシボソガラス	ミヤマガラス	合計
令和７年度	380 羽	1,587 羽	0 羽	1,967 羽

○　令和７年度カラス生息数調査

平成 27 年度から、佐賀市内での留鳥（ハシブトガラス、ハシボソガラス）のみの生息数と、渡り鳥（ミヤマガラス）を含めた生息数の調査を行っている。令和４年度からは営巣期である５月時点の生息数調査を開始。

年度	５月	10 月	２月
令和７年度	865 羽	4,506 羽	12,340 羽

３　環境マネジメントシステムの普及

(1)　取組の理由

「ISO14001」や「エコアクション 21（EA21）」等の環境マネジメントシステム（EMS）は、事業者が事業活動における環境への負荷を減らすための有効な手段である。本市では、市内企業へのＥＭＳ普及を積極的に図り、事業者の自主的な環境活動を促進することで、佐賀市全域の環境負荷の低減を目指している。市役所自身も、旧佐賀市にて平成 14 年 3 月に ISO14001 適合事業所として認定を受け、環境施策の進捗管理を行うとともに、職員一人ひとりが環境問題への認識を深め、省エネルギー・省資源等に取り組んできた。平成 22 年度からは、ISO14001 をベースとした独自の環境マネジメントシステムを運用し、引き続き環境負荷の低減に取り組んでいる。

(2)　佐賀市環境マネジメントシステムの仕組み

ISO（国際標準化機構）が定めた環境管理の国際規格である ISO14001 をベースに市役所が独自に構築した環境マネジメントシステムである。市役所では、まず市長が環境保全の将来方向（環境方針）を決め、各部局で重点目標及び具体的な取組を設定し、これを達成するために環境組織を作って実行している。そして、これが確実に行われているのかをチェックし、必要に応じてシステムを見直し、改善を行っていく。

(3)　市内事業所への環境マネジメントシステムの普及

環境マネジメントシステムの認証を取得した市内の事業所は、令和 7 年度末までに 142 事業所ある（現在運用中の事業所は 54）。佐賀市では、エコアクション 21 等の環境経営認証を初めて取得する市内の事業者に取得経費の一部を助成している。

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
認証取得事業所数（延べ数）	123	131	132	133	136	139	141	142	142

※エコアクション 21 とは、ISO14001 規格をベースとしつつ、より広範な中小企業、学校、公共機関などが取り組めるように環境省が策定した環境経営システム。省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル、節水及びグリーン購入等への取組みを必須の要件とし、環境活動レポートを作成して公表することなどが規定されている。

(4)　市役所自身の取組

市役所では、平成 21 年度までは国際規格 ISO14001 に基づき構築した環境マネジメントシステムを運用してきた。平成 22 年度からは独自システムを運用しており、環境に配慮するための目標を設定し、その目標達成のため職員一人ひとりが日々努力している。

全庁共通の取組目標のうち、「コピー用紙購入量」については前年度に比べて 14%増加、「職場排出物の削減」は 0.1%増加、「施設エネルギー（電気、ガス等）使用量の削減」は、使用量を原油に換算すると前年度比 2%減少し、「自動車燃料使用量の削減」は 6%増加し、「グリーン購入」については、達成率 95.7%となった。

４　地球温暖化対策の推進

(1)　佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。平成 9 年 12 月に採択された京都議定書を受けて、平成 10 年 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体は、その事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画の策定と、実施状況の公表が義務づけられている。

これに基づき、佐賀市では現在、令和 7 年 3 月に策定した「第 3 次佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減への取組を進めている。

【第 3 次計画の目標】

市の事務事業に伴い発生する温室効果ガス総排出量を、2034 年度までに 2013 年度比で 38%削減する。

【直近（2024 年度）の状況】

温室効果ガス排出量　61,746ｔ-CO2（2013 年度比 9.6%減）

※温室効果ガス排出量が減少した主な要因は、本市が電力を購入している電力会社の CO2 排出係数と電力使用量が基準年度に比べ減少したことによる。また、本市が排出する温室効果ガスの約 7 割を占める「廃棄物の焼却」において、焼却量総量が減少したことがあげられる。

(2)　佐賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

本市では 2020 年 10 月 20 日に「ゼロカーボンシティさがし」を表明し、2050 年までに市域の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標を掲げている。この目標の達成に向け、令和 7 年 3 月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市域における温室効果ガスの排出特性や地域の社会・生活の特徴を踏まえ、市民・事業者・行政等が協働して取り組む温室効果ガス排出削減策（緩和策）と、避けることのできない気候変動の影響に対応する適応策を総合的・計画的に推進するため、「第 3 次佐賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。

世界共通の目標である「産業革命前からの世界の平均気温上昇を 1.5℃に抑える努力を追求する」ことの実現に向け、本市では、脱炭素の推進と併せて、地域経済の活性化、産業振興、生物多様性の保全など、様々な分野への波及効果を創出し、本市の持続可能性向上を目指し、取組を推進する。

【温室効果ガス排出量の削減目標（第 3 次計画）】

中期目標：2030 年度までに 53%削減（2013 年度比）

計画目標：2034 年度までに 60%削減（2013 年度比）

【直近（2023 年度）の状況】

温室効果ガス排出量：1,159.6 千ｔ-CO2（2013 年度比 45.9%減）

(3)　省エネルギーの推進（令和 7 年度実績）

佐賀市では、長寿命で消費電力が少ない「ＬＥＤ照明」への切り替え等、省エネ設備の導入を推進しエネルギー消費量の削減を図っている。

① ＬＥＤ照明の普及推進

自治会がＬＥＤ防犯灯を新設及び補修する場合に助成金を支給した。

【実績】新設 81 灯、補修 74 灯

② 市施設の省エネルギー推進の取組

市役所自身も省エネの取組や再生可能エネルギーの導入を進めている。

ア　小中学校の省エネ改修

市内３校（赤松小学校、若楠小学校、大和中学校）において、蛍光水銀ランプを使用している屋内運動場等の照明器具のＬＥＤ化を行い、電気使用量の低減を図っている。

イ　証明書発行時等の省資源化

コンビニエンスストア等での証明書発行や市税納入時の口座振替利用を促進し、申請書や納付書の削減による省資源化を目指している。

(4)　再生可能エネルギーの推進

地球温暖化やエネルギー問題に対処するために、エネルギー消費の削減とともに「再生可能エネルギーの創出」はその対処方法として大きな柱となっている。このため佐賀市では、公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、市内への再生可能エネルギーの普及を図っている。なお、佐賀市の施設で導入している再生可能エネルギーは下記のとおり。

① 廃棄物発電（平成 15 年 3 月導入）

佐賀市清掃工場では、ごみを燃やした際に発生する熱を利用して廃棄物発電を行っている。発電した電気は清掃工場や健康運動センターで消費され、余った電気は電力会社を通して市内の小中学校等に供給されている。

② 廃棄物熱利用（平成 15 年 3 月導入）

ごみを燃やした熱は、廃棄物発電の他に、健康運動センター内の温水プールの水を温めることにも利用されている。温水プールで必要な熱は、全てごみを燃やした熱でまかなっており、温水プールの運営にボイラー等を使用しないため、その分温室効果ガス排出量を削減している。



健康運動センター



温水プール

③ 廃食用油再生プラント（平成 16 年 3 月導入、令和 2 年 3 月プラント更新）

家庭や事業所から排出される使用済み天ぷら油（廃食用油）を回収し、清掃工場内の再生プラントにて軽油の代替燃料であるバイオディーゼル燃料を精製し、市のごみ収集車や市営バス等の燃料として使用している。

従来のバイオディーゼル燃料（BDF）は、利用できる車両が旧型エンジンに限られていたことから、軽油と同等質の高品質バイオディーゼル燃料（HiBD）を精製できるプラントに更新した。HiBD 使用車輌の実装は安定しており、今後も安定精製を続けていく。



廃食用油再生プラント



市営ラッピングバス

④ 太陽光発電



市立図書館

1	市立図書館	30ｋＷ（平成 22 年 5 月導入）
2	本庁舎東側駐車場	3.44ｋＷ（平成 23 年 10 月導入）
3	南川副公民館	10.1ｋＷ（平成 24 年 3 月導入）
4	神野第 2 浄水場	100ｋＷ（平成 25 年 3 月導入）
5	市立小中学校(10 校)	計 735.36ｋＷ（平成 25 年導入）※屋根貸しによる民間整備
6	嘉瀬公民館	11ｋＷ（平成 25 年 4 月導入）
7	兵庫小学校	11ｋＷ（平成 25 年 4 月導入）
8	成章中学校	11ｋＷ（平成 25 年 4 月導入）
9	春日北公民館	10ｋＷ（平成 26 年 4 月導入）
10	神野公民館	10.26ｋＷ（平成 26 年 4 月導入）
11	本庁舎	40ｋＷ（平成 26 年 10 月導入）
12	新栄公民館	9.4ｋＷ（平成 27 年 4 月導入）
13	久保泉公民館	9.34ｋＷ（平成 29 年 3 月導入）
14	松梅公民館	9.74ｋＷ（平成 30 年 3 月導入）
15	洞鳴の滝ふれあい館	4.41ｋＷ（平成 30 年 7 月導入）
16	若楠公民館	9.9ｋＷ（平成 30 年 9 月導入）
17	大詫間公民館	10ｋＷ（平成 30 年 11 月導入）
18	久保田公民館	9.99ｋＷ（令和 2 年 3 月導入）
19	中川副公民館	9.22ｋＷ（令和 2 年 6 月導入）
20	勧興公民館	9.99ｋＷ（令和 3 年 6 月導入）
21	循誘公民館	9.72ｋＷ（令和 3 年 7 月導入）
22	川上公民館	9.44ｋＷ（令和 5 年 7 月導入）
23	西川副公民館	9.84ｋＷ（令和 6 年 8 月導入）
24	嘉瀬小学校	5.3ｋＷ（令和 6 年 9 月導入）
25	佐賀市営 光法団地	9.90ｋＷ（令和 6 年 11 月導入）
26	「道の駅」大和そよかぜ館	69.80ｋＷ（令和 7 年 3 月導入）
27	川副支所	10ｋＷ（令和 7 年 4 月導入）
28	諸富公民館	9.8ｋＷ（令和 7 年 10 月導入）

⑤ 消化ガス発電（平成 23 年 4 月より稼動）

下水浄化センターでは、下水処理の過程で発生する消化ガスを使って発電し、発電した電気で、施設で使用する電力を補っている。また、発電設備の余熱を利用した消化槽の加温を行い、熱効率の向上を図っている。



消化ガス発電設備

⑥ 小水力発電（平成 27 年 3 月より稼動）

佐賀市清掃工場では、機器を冷却するために循環している水を利用した小水力発電を行っており、発電した電気は電力会社を通して市内の小中学校に供給されている。



佐賀市清掃工場
小水力発電設備

(5) 電気自動車の普及促進

平成 26 年度に電気自動車普及促進のため、富士支所、道の駅大和そよかぜ館、諸富文化体育館、久保田特産物直売所味らん館に急速充電設備を設置した。
（令和 5 年 1 月末に民間譲渡し、充電サービスは譲渡先により継続している。）

(6) 佐賀市環境行動指針

望ましい環境像を実現するため、環境基本計画には 4 つの基本目標と 2 つの基本目標横断プロジェクトを設定している。その目標を達成するため、市民や事業所がどのような環境配慮行動をすべきかをわかりやすい指針としてまとめ、平成 21 年度に「佐賀市環境行動指針」を策定した。その後、地球温暖化対策の国民運動など新たな取組が開始されたことから、平成 28 年度に「佐賀市環境行動指針」を改訂した。

この指針は、市民や事業所が日常生活及び仕事の中で実践すべき具体的な行動を示しており、各行動によって得られる効果について、二酸化炭素の削減量及び節約金額に可能な限り換算している。

名称	項目数	内容
佐賀市環境行動指針市民編	54 項目	家庭でできる省エネ、ごみの減量　他
佐賀市環境行動指針事業所編	26 項目	事業所内でできる行動、移動時の行動　他

(7) 普及啓発等

ゼロカーボンシティの実現に向けて、市民や事業所が取組む脱炭素施策を支援するため、市民及び事業者に向けた様々な温暖化対策事業の実施や普及啓発に努めている。

① 出前講座の実績

職員出前講座制度や団体等からの直接依頼などを通じて、「佐賀市環境行動指針」及び気候変動対策に関する出前講座を実施している。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実施回数	6 回	0 回	1 回	3 回	4 回	3 回	1 回
参加者数	139 人	-	17 人	35 人	76 人	84 人	45 人

※令和元年度から講座名を変更している。

② ゼロカーボンシティさがし推進パートナー制度

「ゼロカーボンシティさがし」の実現に向けて、事業者と協働で取り組むためゼロカーボンシティさがし推進パートナー制度を令和 4 年度から開始した。令和 7 年度はワークショップやセミナーの開催、情報発信等を通して脱炭素経営の普及促進を行った。パートナー認定者数：186 事業者

・CO2 排出量「見える化」ワークショップの開催　2 回
・脱炭素経営セミナー及びパートナー表彰式の実施　1 回
・会員メーリングリストによる情報提供

5　バイオマス産業都市さがの構築

(1)　佐賀市バイオマス産業都市構想

本市は、平成 26 年 7 月に「佐賀市バイオマス産業都市構想」を策定し、平成 26 年 11 月に「バイオマス産業都市」として国から認定を受け、「環境の保全と経済の発展が両立するまち」を目指し、ごみ処理施設や下水処理施設などの既存施設の活用したバイオマス資源の有効活用等の事業を行ってきた。



(2)　佐賀市グリーン化推進戦略

「佐賀市バイオマス産業都市構想」の策定から令和 6 年度で 10 年が経過し、これまでの取組の検証と総括を行った。その上で、当初の構想の策定当時からの社会情勢の変化に対応し、構想を強化するため、新たに「佐賀市グリーン化推進戦略」を策定した。環境を改善しながら経済が発展するＧＸ（グリーントランスフォーメーション）社会の実現をするため、以下の三つの施策を展開する。

①　グリーンアグリバレー計画

佐賀市唯一のごみ処理施設である佐賀市清掃工場周辺のもつ優位性を活かし、清掃工場周辺を脱炭素農業の拠点（グリーンアグリバレー）として、脱炭素農業に取り組む企業誘致を行う。そのための誘致企業への支援策を展開する。

② 産業グリーン化の推進

国によるＧＸ推進に向けた動き、本市の持つＣＣＵ（二酸化炭素回収・活用）技術に関する優位性を踏まえ、ＣＣＵ技術に関する研究開発を行う事業者を誘致し、共同研究開発や企業マッチング等の支援を行うことで、本市へのＧＸに関する投資を呼び込む。

③ ＧＸ事業環境の創出

産業グリーン化に必要となる事業環境を整備するため、民間事業者と連携した研究開発を通じて高圧ガスに関する保安上の規制緩和等の必要な制度措置を国に対して求めていく。また、ＣＥ（サーキュラーエコノミー）に関する国の各種支援制度を活用し、産業グリーン化を推進する。

(3) 「佐賀市バイオマス産業都市構想」に基づく主なプロジェクト

① 清掃工場二酸化炭素分離回収事業

光合成で成長する農作物や藻類の生育促進など、二酸化炭素を資源として活用することを目的に、ごみ焼却時に発生する排ガスから二酸化炭素のみを回収できる設備を整備し、清掃工場周辺に藻類培養企業や植物工場などを誘致することで、新たな産業の創出や藻類産業の集積化を図っている。



② 藻類産業集積化事業

雇用の創出と地域活性化を目的として、藻類産業の集積化を進めている。

清掃工場北側では、約 21 ヘクタールの事業拡張用地を取得した藻類培養企業が新たに施設を整備し、培養事業を稼働させている（令和４年 11 月～）。

同社は今後、関連企業との連携・協業による展開も予定されており、新たな産業としての広がりと地場産業強化への貢献が期待されている。



③ 微細藻類の利活用による産業創出

低炭素社会の実現と新たな産業の創出を両立する「藻類によるまちづくり」を目指して、平成29年7月に「さが藻類バイオマス協議会」（令和7年6月に「バイオサーキュラーエコノミー協議会」に改称）を設立し、会員企業91社（令和8年3月末現在）と共に藻類産業の発展に繋げる活動に取り組んでいる。

また、平成30年3月、佐賀大学構内に設置した「さが藻類産業研究開発センター」では、藻類の培養から加工抽出、利活用に関する研究開発を行っており、協議会と連携しながら産業化に向けた取組を進めている。



６　自然環境保全活動の推進

(1) 公共工事に係る環境調査

市が実施する公共工事が自然環境や野生の動植物に及ぼす影響の低減を図るため、動植物の専門家から助言を受け、工事の参考にしている。

① 公共工事予定についての情報提供（事業課）
② 公共工事予定地の下見（環境政策課）
③ 調整が必要な事業の選別（専門家、環境政策課）
④ 選別した事業の環境調査（専門家、環境政策課、事業課）
必要に応じて専門家から助言を受ける。
⑤ 環境政策課所見を報告（環境政策課）
専門家（自然環境調査員）の意見及び調査結果を参考に環境政策課所見を事業課へ報告する。
⑥ 実施内容の検討、実施・施工（事業課）
環境政策課所見を基に、対応の可否や内容について事業課にて検討、実施・施工する。
⑦ 工事完了及び移植等の報告（事業課）
⑧ 工事後及び移植等後の環境調査（環境政策課）

(2) 佐賀市自然環境懇話会

動植物等の専門家（佐賀市自然環境懇話会委員）からなる「佐賀市自然環境懇話会」を設置し、公共工事や市が抱える環境に関する諸課題に対して助言を受けている。

委員は次の事項について検討し、助言を行う。

① 自然環境の保全に関すること。
② 自然環境の調査に関すること。
③ 自然環境に関する教育及び啓発に関すること。
④ その他自然環境に関して必要と認められること。

なお、令和７年度の実績は以下のとおり。

・委 員 数　　4名
・開 催 数　　1回
・工事検討件数　　合計 18 件
・その他の議題　　第５回佐賀市自然環境調査の結果活用について

7　ラムサール条約湿地賢明利用推進事業

国際的に重要な湿地として、平成 27 年 5 月に「東よか干潟」がラムサール条約湿地に登録された。

湿原、沼沢地、干潟等の湿地は、多様な生物を育んでおり、水鳥の生息地として重要である。多くの水鳥は、国境を越えて渡りをすることから、湿地とそこに生息する生態系を保全する国際的な取組として、1971 年に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択された。条約が採択された場所がイランのラムサールであったことから、一般的に「ラムサール条約」と呼ばれている。

この条約は、湿地と生態系の保全だけでなく、そこから得られる恵みを人々の生活に持続的に利用することを目的としている。

令和 8 年 6 月現在、締約国は 172 カ国で、日本では 54 カ所の湿地が登録されている。

東よか干潟の価値が国際的に認められたことで、多くの人が有明海や干潟に目を向け、その価値や魅力について再認識し、有明海の保全・再生のきっかけの一つになることが期待される。

市では、干潟の保全を図るとともに、自然環境学習の場や観光資源としての利活用を図り、地域振興に繋げる取組を推進する。

(1)　東よか干潟の概要

○東与賀町南端の有明海沿岸から沖合に広がる広大な泥干潟
○ムツゴロウやワラスボなどの魚類や、シオマネキなどの底生生物が多く生息し、地域特有の伝統的な漁法による漁業が営まれている。
○クロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ツクシガモなどの絶滅危惧種を含む水鳥の国内有数の渡りの中継地・越冬地であり、シギ・チドリ類の渡来数は日本一。
○秋の紅葉が美しい塩生植物シチメンソウ（絶滅危惧種）の国内最大の群生地

登録	平成 27 年 5 月 28 日
登録面積	218ha
湿地のタイプ	干潟
保護の制度	国指定鳥獣保護区特別保護地区

(2)　ラムサール条約の 3 つの柱

保全・再生	動植物の生息地としてだけでなく、私達の生活を支える重要な自然環境として、湿地を保全・再生していくことが重要である。
ワイズユース （賢明な利用）	湿地を守るために厳しく規制するのではなく、湿地から得られる恵みなどを利用しながら、人と自然環境が永続的に共存することを求めている。
交流・学習 （CEPA）	湿地の保全やワイズユースのために、交流、能力養成、教育、参加、普及啓発（CEPA：Communication, Capacity building, Education, Participation and Awareness)を進めることが重要である。

(3) 東よか干潟の環境保全及びワイズユースの推進

○第２次東よか干潟環境保全及びワイズユース計画

東よか干潟の豊かな自然環境を郷土の、そして世界の財産として守り、未来へ引き継ぐとともに、観光、教育、研究、交流の拠点となることを目指し、東よか干潟に関わる関係者、市民及び行政が、相互に連携・協力しながら、東よか干潟の環境保全とワイズユースを進めていくための指針となる第２次計画を令和７年３月に策定。

○佐賀市東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議

ラムサール条約湿地「東よか干潟」において、条約で掲げられる３つの柱（保全・再生、ワイズユース、交流・学習）を軸とした取組を推進し、第 2 次東よか干潟環境保全及びワイズユース計画に基づいた取組内容の進捗確認、検証等を行うために設置。
地域住民、学識者、研究者、農協、漁協、野鳥の会、商工会、観光協会等、12 人で構成。

(4) 計画に基づく主な取組（令和７年度実績）

○「保全・再生」関係

・東よか干潟底生生物調査
東よか干潟の環境情報を収集するため、底生生物の実態調査を実施した。

・東与賀海岸清掃の活動支援
企業やボランティアが主体となって実施する清掃活動を支援した。

○「ワイズユース（賢明な利用）」関係

・東よか干潟周辺でのイベント開催
地域や関係団体等と連携し、シギチフェス、夕暮れコンサート、有明海の十三夜、さすフェス等のイベントを開催した。また、シチメンソウまつりの開催により、東よか干潟周辺への観光客等の集客につながった。

・農業へのブランド活用
シギの恩返し米プロジェクトにより干潟と農業の共生の取組が行われた。

・ラムサール条約湿地登録周年記念イベントの実施
東よか干潟のラムサール条約湿地登録１０周年及び東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」開館５周年を記念した式典等を開催し、これまでの環境保全活動や関係団体との取組を広く周知するとともに、東よか干潟の認知度向上、環境保全意識の醸成を図った。

○「交流・学習」関係

・東よか干潟ボランティアガイドの運営
東よか干潟の価値や魅力を現地で伝える東よか干潟ボランティアガイドを運営し、来訪者の満足度向上とリピーターの確保に繋げた。

・東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」の運営
東よか干潟の自然環境及び生物多様性の保全を推進するとともに、持続可能な利用による地域の活性化を図るための拠点施設である東よか干潟ビジターセンターの運営を行い、東よか干潟の価値や魅力を発信するとともに、環境保全の取組や交流・学習を推進した。

８　「トンボ王国・さが」づくり事業

佐賀市は網の目のように張り巡らされた河川やクリークを有している。平成元年にふるさと創生事業に取り組むにあたり、多様な水辺を愛する市民のシンボルとして「トンボ」を掲げた。豊かな水辺環境を積極的に活かしたまちづくりを推進するため、「トンボ王国・さが」づくりに取り組んでいる。

(1)　令和７年度事業内容

①　自然観察会「さがの生きものさがし 2025」

	月　日	内　　容	場　　所
第１回	６月 28 日 19 名	春のトンボの採集と観察	神野公園
第２回	７月 19 日 18 名	山間部の魚の採集と観察	洞鳴の滝
第３回	９月 20 日 11 名	赤トンボをみよう	多布施川周辺

②　トンボ写真コンクール

ア　第 36 回トンボ写真コンクール

ⅰ　応募総数　　578 点（県内撮影部門：183 点、県外撮影部門：395 点）

ⅱ　入賞作品展示　　佐賀市エコプラザ（令和７年 10 月７日～19 日）
イオンモール佐賀大和（令和７年 10 月 23 日～11 月３日）
佐賀市立図書館 ２階中央ギャラリー
（令和７年 11 月７日～16 日）
東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」
（令和７年 11 月 21 日～12 月２日）

イ　トンボカレンダー　　入賞作品を掲載したカレンダーを作製し、公共施設等に配布した（900 部作製）。

③　トンボ保全活動

佐賀県が絶滅危惧Ⅰ類種に指定するトンボ「ミヤマアカネ」を保全するため、富士小学校５年生及びＮＰＯ法人と生息地の環境を整備した。

９　学校教育における環境学習

持続可能な社会を実現するためには、こどもたちが身近な体験の中から環境問題を学び、正しい知識を身につけ、その成果を生活に結び付けられる環境学習を行うことが必要である。このため、全佐賀市立小中学校における継続的な学習システムの普及に、佐賀市教育委員会と連携して取り組んでいる。

学校生活においてこどもたちが自ら環境保全活動を企画・実践し、環境にやさしい学校づくりを目指す「佐賀市学校版環境ＩＳＯ」制度を平成 14 年度に設け、平成 22 年度には全ての佐賀市立小中学校（50 校）が認定を受け、取り組んでいる。

(1)令和７年度事業内容

①　教職員対象研修会の開催

ア　小中学校環境教育関係者研修会

②　環境学習の成果発表

ア　こども環境ポスター展

③　佐賀市学校版環境ＩＳＯ

ア　令和７年度佐賀市学校版環境ＩＳＯ審査

ⅰ　報告審査１　　15 校

ⅱ　報告審査２　　21 校

ⅲ　認定（更新）審査　　14 校

イ　令和７年度環境ＩＳＯ看板の新設または更新　通常更新３校

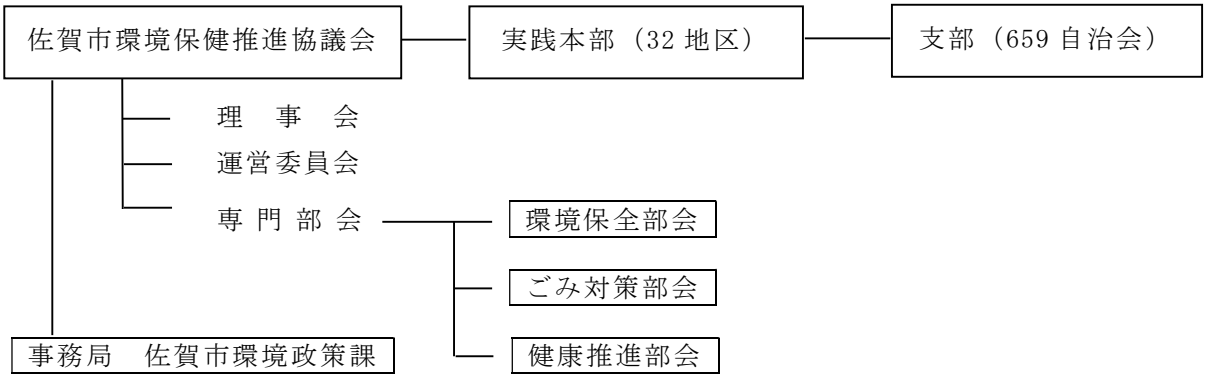
④　その他

ア　小学４年社会科副読本「くらしとごみ」作成、配布

イ　東よか干潟学習及び清掃工場等見学バス借上げ助成事業

１０　佐賀市環境保健推進協議会

(1)　組織



(2)　事業

年　月　日	事　業　内　容
令和 7 年 7 月 15 日	健康推進部会 熱中症予防講座　開催 ：参加者 40 名
令和 7 年 7 月 23 日	環境保全部会 （株）庄分酢、（株）YK クリーン、おおき循環センターくるるん視察 ：参加者 14 名
令和 7 年 7 月 31 日	ごみ対策部会 プラスチックリサイクル工場（エコポート九州）視察 ：参加者 14 名
令和 7 年 8 月 30 日～31 日	環境保全部会 クリーク等に生息する魚の展示見学および環境ワークショップ参加（さすフェス佐賀） ：参加者 21 名
令和 7 年 10 月 18 日	健康推進部会 にこにこさがしウォーク参加 ：参加者 20 名
令和 7 年 10 月 23 日～24 日	視察研修 日本丸館、薫長酒造、サッポロビール日田工場、三和酒類いいちこ日田蒸留所、九州電力八丁原発電所視察 ：参加者 46 名
令和 7 年 10 月 29 日	ごみ対策部会 佐賀市清掃工場視察 ：参加者 16 名

令和 8 年 1 月 27 日	第 64 回環境保健推進大会 功労者表彰： 個人功労 2 名、団体功労 1 団体、事業所功労 2 事業所、退職者功労 12 名、永年勤続者 6 名 参加者 378 名
令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月	地区組織活動、部会活動事業
令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月	環境保健推進協議会理事会 3 回
令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月	【環境保全部会】 １.エネルギー資源を大切に利用し、豊かな自然を守ろう。 ２.地産地消を進め、CO_2削減に努めよう。 ３.佐賀に生息する生き物を通して、環境問題について考えてみよう。
	【ごみ対策部会】 １.使用済みプラスチックの拠点回収に協力しよう。 ２．電池類（充電式電池やコイン電池等）の分別リサイクルに協力しよう。 ３.燃えるゴミの減量にチャレンジしよう。
	【健康推進部会】 １．できることから一歩ずつ健康づくりを実践しよう。 ２．毎年必ず健康診断を受け、健康寿命を延ばそう。 ３．栄養バランスの良い食生活と適度な運動で生活習慣病を予防しよう。

１１　佐賀市エコプラザ管理運営事業

○　令和７年度エコプラザ総来館者数実績

区　　分		団体数・実施回数	来館者数
施設見学	幼稚園/保育園	34 団体	549 名
	小学校	67 団体	3,378 名
	中学/高校/大学	1 団体	6 名
	その他団体	27 団体	537 名
	個人見学	－	2,133 名
	視察（行政・企業等）	122 団体	1,435 名
	計	251 団体	8,038 名
講座・イベント	３Ｒに関する講座	84 回	545 名
	３Ｒに関するイベント	27 回	4,943 名
	リペア・レンタル	72 回	303 名
	再生ゾーン個人来館	－	18,977 名
	計	183 回	24,768 名
貸　　出	2 階大会議室	310 団体	13,493 名
	環境ラボ	95 団体	605 名
	計	405 団体	14,098 名
合　　計			46,904 名

(1)　佐賀市エコプラザごみ減量啓発ゾーン管理運営事業

◎ 事業内容

環境学習の拠点として位置づけられた「佐賀市エコプラザ」において、施設見学案内、再生品の展示、広報活動、各種講座の実施など、３Ｒの推進に係る啓発業務を行った。

◎ 事業目的

佐賀市の環境学習の拠点として、市民に３Ｒ（ごみの減量・再利用・再資源化）の推進を目的としたごみ問題の啓発業務を展開し、市民の自発的な環境に配慮した行動に繋げることで、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生型社会の構築と生活環境の向上に繋げることを目的とする。

◎ 事業開始年度　　平成 15 年度（平成 15 年 8 月 17 日開館）

※平成 17 年度から「ごみ減量啓発業務」としてＮＰＯ法人に運営委託

※平成 28 年 2 月に、廃棄物に関する情報だけでなく、環境全般に関する情報の発信拠点として、「佐賀市エコプラザ」をリニューアルオープン

※令和 5 年 3 月に、施策の変化や展示機器の老朽化等に伴い、2 階中央ホールと体験学習コーナーの一部更新を行った。

１２　ごみ処理

(1)　分別収集

区　　分	対象物	収　　集			処　　理	
		回数	体制	場所	体制	方法
燃えるごみ	生ごみ、紙くず、廃プラスチック等	週２回	直営/委託	ｽﾃｰｼｮﾝ	委託	焼却→資源化･埋立て
燃えないごみ	金属、ガラスくず、陶磁器、電球等	月２回	委託			プレス→資源化 破砕→埋立て
資源物	新聞・チラシ	月２回	直営/委託			資源化
	雑誌･包装紙・箱類					
	ダンボール					
	牛乳パック					
	布類					
	ペットボトル					
	ビン・缶		委託			
	廃食用油	週１回	直営	拠点回収		
	プラスチック（再生可能なもの）	週３～４回	委託			
電池類	乾電池、コイン電池、ボタン電池、二次電池、電気シェーバー、電動歯ブラシ、電子タバコ、モバイルバッテリー	月２回	委託	ｽﾃｰｼｮﾝ		
蛍光管･体温計	蛍光管、水銀の体温計等					
粗大ごみ	指定袋に入らない大型家具等	定期収集:月1回 臨時収集:随時		戸別	直営/委託	ﾘﾕｰｽ→ﾘﾕｰｽ品販売 焼却→資源化･埋立て 破砕→資源化･埋立て

※令和 7 年 8 月からモデル実証として全市域（校区公民館や支所、エコプラザなど 33 カ所）でプラスチック資源の拠点回収を実施。委託で週 3 回から 4 回回収し、再資源化を図った。

(2)　ごみ処理事業の内容

①　指定袋制度

【歳入】

ア　指定袋ごみ処理手数料　　405,526 千円（13,190,400 枚）

イ　指定袋広告料　　250 千円

【歳出】

ア　指定ごみ袋製造経費　　140,380 千円（12,974,000 枚）

イ　指定ごみ袋販売手数料等　　71,224 千円

②　ごみ減量啓発事業

事　　業　　名	件　数	事業費(補助金交付額)
資源物回収奨励金	163 団体	1,635 千円
家庭用生ごみ処理容器購入費補助金	非電動タイプ　72 件 電動タイプ　62 件	1,302 千円

③　ごみステーションの適正管理

事　　業　　名	件　数	事業費（補助金交付額）
ごみステーション維持管理活動補助金	659 団体	38,596 千円
カラス被害防止ネット等購入費補助金	ネット 32 枚 BOX 型 23 ヵ所 ﾈｯﾄ BOX 型 60 ヵ所	2,586 千円

(3)　施設の概要

①　佐賀市の施設

ア　清掃工場

i　所在地　　佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地

ii　竣工　　平成 15 年 3 月

iii　処理品目　　燃えるごみ及び可燃粗大ごみ（燃えるもの）

iv　処理能力

■ごみ処理施設　　300ｔ/日（100ｔ/24h×3 系列）全連続燃焼ストーカ式焼却炉

イ　リサイクル工場

i　所在地　　佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地

ii　竣工　　平成 16 年 3 月

iii　処理品目　　燃えないごみ及び不燃粗大ごみ（燃えないもの）、ペットボトル、紙類、布類

iv　処理能力　　24ｔ/日

■不燃ごみ、不燃性粗大ごみ処理設備　13t/5ｈ

■紙類圧縮梱包設備　　9ｔ/5ｈ

■ペットボトル減容梱包設備　　2ｔ/5ｈ

■古紙、古布等貯留保管設備　　約 370 ㎡

ウ　廃食用油再生工場

i　所在地　　佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地

ii　竣工　　令和 2 年 3 月

iii　処理品目　　廃食用油

iv　処理能力　　720ℓ／日

エ　佐賀市一般廃棄物最終処分場

i　所在地　　佐賀市嘉瀬町大字十五新地籠内

ii　埋立開始　　昭和 56 年 10 月

iii　埋立地面積　　146,400 ㎡

iv　全埋立容量　　450,900 ㎥

v　残余容量　　71,496 ㎥（令和８年 3 月末現在）

オ　清掃工場南部中継所

i　所在地　　佐賀市川副町大字犬井道 5727 番地

ii　機能　　主に家庭系ごみを受け入れ、一時的に仮置きした後、中間処理施設へ収集運搬する。

② 関連施設

株式会社佐賀資源化センター（第３セクター方式による法人）

ⅰ 所在地　佐賀市嘉瀬町大字十五 2724 番地 1

ⅱ 処理品目　ビン・缶類

ⅲ 処理内容　選別、圧縮減容、保管

ⅳ 処理能力　20t／日

③ 脊振共同塵芥処理組合（広域連合等の章「脊振共同塵芥処理組合」参照）

※脊振広域クリーンセンターは、令和５年度で稼働終了

(4) ごみ総排出量（佐賀市全域）　（単位：トン）

年度			令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
収集人口（人） 10 月 1 日現在			229,662	228,289	226,719	225,563
収集	可燃ごみ	直営	9,840	9,313	9,053	9,006
		委託	30,113	28,779	27,909	27,928
		許可	18,525	17,801	16,883	16,817
		小計	58,478	55,893	53,845	53,751
	不燃ごみ	直営	－	－	－	－
		委託	1,583	1,521	1,397	1,351
		許可	5	4	4	2
		小計	1,588	1,525	1,401	1,353
	資源物	ペットボトル	649	617	604	595
		ビン・缶	1,845	1,778	1,732	1,647
		紙・布類	2,860	2,698	2,556	2,398
		プラスチック			2	30
		廃食用油	106	107	103	107
		小計	5,460	5,200	4,997	4,777
	粗大ごみ	直営	0	0	0	0
		委託	684	679	606	642
		許可	31	44	39	23
		小計	715	723	645	665
	有害ごみ	委託	6	6	6	8
	計		66,247	63,347	60,894	60,554
直接搬入			11,296	10,398	10,255	11,278
処分業			2,320	3,812	3,479	3,085
総量			79,863	77,557	74,628	74,917
集団回収			722	673	606	545
合計			80,585	78,230	75,234	75,462

※ 令和７年度は速報値です。

１３　し尿処理

収　集：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において定められた「一般廃棄物処理実施計画」において収集の地区割りを行い、許可業者（一部委託業者）が各地区を収集している。

処　理：佐賀市衛生センター（佐賀地区、諸富町、富士町、川副町、東与賀町）
クリーンセンター天山（大和町、久保田町）
三神地区汚泥再生処理センター（三瀬地区）

(1)　処理状況

（単位：ＫＬ）

年　　度			R3	R4	R5	R6	R7
収集量	し尿	委託	145	135	136	126	113
		許可	21,062	20,003	19,091	18,151	17,463
		計	21,207	20,138	19,227	18,277	17,576
	浄化槽汚泥	委託	11,084	10,722	11,830	11,940	12,228
		許可	13,361	14,694	13,190	13,435	13,004
		計	24,445	25,416	25,020	25,375	25,232
	合　　計		45,652	45,554	44,247	43,652	42,808
処理量	し尿	佐賀市衛生センター	15,588	14,698	14,021	13,314	12,817
		クリーンセンター天山	5,072	4,937	4,716	4,504	4,299
		三神地区汚泥再生処理センター	547	503	490	459	460
		計	21,207	20,138	19,227	18,277	17,576
	浄化槽汚泥	佐賀市衛生センター	15,239	15,885	15,297	15,592	15,315
		クリーンセンター天山	7,879	8,152	8,333	8,401	8,563
		三神地区汚泥再生処理センター	1,327	1,379	1,390	1,382	1,354
		計	24,445	25,416	25,020	25,375	25,232
合　　計			45,652	45,554	44,247	43,652	42,808

○　令和７年度地区別処理状況　　（単位：ＫＬ）

地　区	佐　賀	諸　富	大　和	富　士	三　瀬	川　副	東与賀	久保田	合　計
し　尿	7,495	948	3,859	270	460	3,601	503	440	17,576
浄化槽汚　泥	9,283	810	7,662	1,394	1,354	3,105	723	901	25,232
合　計	16,778	1,758	11,521	1,664	1,814	6,706	1,226	1,341	42,808

(2)　施設の概要

○　名　　称　　佐賀市衛生センター
○　所 在 地　　佐賀市巨勢町大字牛島 528 番地
○　全体敷地　　16,828 ㎡
○　処理施設　　し尿等前処理施設
　　（下水道事業で建設、詳細は「３　下水道」を参照）
○　稼 働 日　　令和５年７月１日
○　処理能力　　72ＫＬ/日

※佐賀市衛生センターでは、前処理を実施後、公共下水道投入。
　し尿等の最終処理は、佐賀市下水浄化センターで実施。